		姨捨の棚田	
	長野県千曲市		
大手町、橋場町、材木町、横山町、兼六元町、小将町、並木町、東兼六町、扇町、出羽町、石引一丁目、石引三丁目、石引四丁目、宝町、小立野二丁目、小立野三丁目、小立野四丁目、城南二丁目、本多町二丁目、本多町三丁目、菊川一丁目、菊川二丁目、幸町、中橋町、東山一丁目、山ノ上町五丁目、鳴和町、末広町、卯辰町、常盤町、東御影町、子来町、観音町三丁目、豊国町及び鈴見町の各一部 二級河川浅野川及び二級河川犀川の各一部 備考　地域に関する実測図を石川県教育委員会及び金沢市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	千曲市大字八幡字月見田、日影、姪石の全域	同　大字八幡字穴堰、池田、大池、新田、姨捨、欠下、上姪石、上吉野、京塚、更級川、曽根、丁子山、坪山、道徳、長尾根、判官塚、舞台、舟久保、古屋敷、丸山、柳田日影、八幡芝山、八日市場の各一部 備考　地域に関する実測図を長野県教育委員会及び千曲市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	約六十四・三ヘクタール
	長崎県平戸市		平戸島の文化的景観
平戸市春日町、獅子町、根獅子町、宝亀町の全域 同　主師町、坊方町、下中野町、大石脇町、木場町、迎紐差町の各一部 備考　地域に関する実測図を長崎県教育委員会及び平戸市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	上勝町大字生実字松尾、亀田、竹ノ前、白鶴、福山の各一部 備考　地域に関する実測図を徳島県教育委員会及び上勝町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。		約一一〇・五・六ヘクタール
	徳島県勝浦郡上勝町		樫原の棚田

○文部科学省告示第二十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化的景観に同表下欄に掲げる地域を追加して選定する。

平成二十二年二月二十二日

文部科学大臣　川端　達夫

上欄		下欄		
名称	関係告示	所在地	地域	面積
通潤用水と白糸台地の棚田景観	平成二十年文部科学省告示第百三十一号及び平成二十一年文部科学省告示第百二十二号	熊本県上益城郡山都町	山都町大字犬飼の全域 同　城原、下市、田吉、長原、新小、白藤、牧野の各一部 備考　地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び山都町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	約四六八・一ヘクタール
小鹿田焼の里	平成二十年文部科学省告示第四十一号	大分県日田市	日田市大字鶴河内の一部 備考　地域に関する実測図を大分県教育委員会及び日田市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	約二二四・七ヘクタール

○文部科学省告示第二十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録する。

平成二十二年二月二十二日

文部科学大臣　川端　達夫

名称	所在地	地域
光臺院庭園	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字五ノ室谷	六四八番
西禅院庭園	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字谷上	一五四番
正智院庭園	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字谷上	一五九番一
本覚院庭園	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字千手院谷	六二四番
桜池院庭園	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字西院谷	二九三番一
旧武雄邑主鍋島氏別邸庭園（御船山楽園）	佐賀県武雄市武雄町大字武雄字平原	四一〇二番一、四二一六番一、四二二五番、四二二六番、四二二七番一、四二二八番一、四二二九番、四二三〇番、四二三一番、四二三二番一、四二三三番、四二三四番、四二三五番一、四二三六番、四二三七番、四二三八番、四二四一番、四二四二番 同　字狩祭 五一九九番二、五二〇〇番一、五二〇〇番二

○文部科学省告示第二十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十三条の規定により、平成二十二年二月二十二日付けをもって次の表に掲げる登録記念物の登録を抹消する。

平成二十二年二月二十二日

文部科学大臣　川端　達夫

名称	所在地	関係告示
末浄水場の園地	石川県金沢市末町壱字、弐字及び参字	平成二十年文部科学省告示第百三十二号